

4企技第72号 令和4年4月13日  
福島県土木部技術管理課長通知

令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた  
建築関係工事に適用する市場単価の運用について（通知）

「市場単価」については、国の統一基準である「公共建築工事標準単価積算  
基準」において取り扱いを規定しています。

公共工事設計労務単価において、新型コロナウイルス感染症の影響下である  
ことを踏まえ、賃金の押し下げをできる限り取り除くために単価を補正する特  
別措置が講じられるとともに、時間外労働時間を短縮するために必要な費用が  
単価に反映されたところです。

このため、本特別措置を踏まえ建築関係工事の市場単価について、下記のと  
おり適用することとしましたので通知します。

記

1 工事費の積算方法

「2 市場単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した単価により、予  
定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2 市場単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 補正方法

市場単価と補正市場単価は、表-1の対象工種について、同表の補正率を  
用いた以下の式により補正する。

- ・市場単価×補正率
- ・補正市場単価×補正率

表-1 補正の対象工種と補正率  
建築工事

対象工種	補正率
鉄筋	1.02
上記以外の工種	1.01

#### 電気設備工事

対象工種	補正率
「プルボックス用接地端子」、 「防火区画貫通処理金属管・丸 型用」以外の配管工事	1.01
配線工事	1.01
接地工事（屋外）	1.01

#### 機械設備工事

対象工種	補正率
全ての工種	1.01

なお、表－1の補正率を他の補正率に乗じる場合、乗じた後の補正率の値は、少数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

また、対象工種の区分は、「公共建築工事積算基準等資料（令和3年3月26日改定）」第4編第1章表A－1、E－1、M－1の工種（ただし、表中「市場単価及び補正市場単価改修補正率」に記載のある場合は当該区分）による。

#### (2) 県単価の市場単価及び市場補正単価

令和4年4月15日改正の建築関係事業単価の市場単価及び補正市場単価は、補正されているので単価の補正は必要ありません。

#### (3) 記載方法

特記仕様書にその旨を記載する。（別紙、記載例を参照。）


#### (4) 特記仕様書

デスクネット・ネオの文書管理「土木部」－「企画技術総室」－「技術管理課」－「19（建築系）特記仕様書」に掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

### 3 適用時期

令和4年4月15日以降に起工する建築関係工事に適用する。

特記仕様書への記載例

<p>27 特別措置に基づく市場単価の補正</p>	<p>1 内容</p> <p>2 基準</p>	<p>※ 本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、賃金の押し下げをできる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。</p> <p>※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div data-bbox="236 1084 1085 1153">  <p>福島県建築関係工事特記仕様書</p> </div> <div data-bbox="1316 1039 1407 1122" style="text-align: right;"> <p>福島県 電話〇〇 住</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>設計年: 令和〇〇年</p> </div>	